22 日獣発第 239 号 平成 22 年 11 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会会 長 山 根 義 久 (公印及び契印の押印は省略)

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

今般、島根県下の採卵鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザが確認されたことについて、平成 22 年 11 月 30 日付けで農林水産省から、別紙のとおり通知がなされました。

本通知は、本会に対し、本病に関する正確な知識の普及に関する協力を求めてきたものです。もとより本会は、獣医師が組織する公益団体として、貴会協力の下でこれまでも、本病に関する情報を含め、獣医療、食の安全性、共通感染症等に関する科学的で正確な情報普及に努めてきたところです。

貴職におかれては、貴会会員獣医師に対する本通知に関する周知とと もに、今後一層、正確な情報普及に努めるよう指導方お願いします。

本会といたしましても、今後ともホームページ等を通じて本件に関する情報提供に努めて参りますので、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 駒田 TEL 03-3475-1601



22消安第7170号 22総合第1235号 22生畜第1682号 平成22年11月30日

社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費·安全局動物衛生課長 総合食料局食品産業振興課長 生産局畜産部食肉鶏卵課長

高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について

昨日、島根県下の採卵鶏飼養農家において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところであり(別添1プレスリリース参照)、現在、島根県及び鳥取県においては、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づき、防疫措置が講じられているところです。これらの防疫措置は、家きんへの本病のまん延を防ぐために行われるものです。

本病に関する正確な知識の普及については、「高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及等について」(平成21年2月27日付け20生畜第1817号農林水産省消費・安全局動物衛生課長、総合食料局食品産業振興課長、生産局畜産部食肉鶏卵課長通知)等において御協力をお願いしてきたところです。

家きんの卵又は肉の摂食により、鳥インフルエンザが人に感染することは世界的にも報告されておらず、食品安全委員会ホームページ(http://www.fsc.go.jp/)においても、鳥インフルエンザに関する情報を掲載するなど本病に関する正確な知識を普及するための措置を講じております(別添2「鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方」参照)。

農林水産省といたしましても、鳥インフルエンザ関係情報を随時当省ホームページに 掲載していくほか、家きんの卵及び肉の安全性に関する消費者及び流通業者への情報提 供を含め、正確な情報の提供に努めることとしております。

貴会におかれましても、当該県産の家きんの卵及び肉の取扱いにつきまして、「〇〇県産の鶏肉・鶏卵は扱っていません」といった不適切な告知や、発生県産であることのみを理由とした取引拒否等が行われることのないよう、引き続き、本病に関する正確な知識の普及について、会員の皆様への周知につき特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

農林水産省

プレスリリース

平成22年11月29日 農林水産省

島根県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策 本部」の設置について

- ◆ 本日、島根県の農場の採卵鶏に、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。このため、本日、農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」を設置・開催し、今後の対処方針を決定しました。
- 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地:島根県安来(やすぎ)市

飼養状況:採卵鶏(成鶏2万羽、育雛3,300羽)

2. 経緯

- (1)本日、島根県は、死亡鶏の通報を受けて農場の立入検査を実施。
- (2)顕著な死亡率の上昇は認めないが、インフルエンザ簡易検査で5羽中3羽陽性。
- (3)同県は当該農場に対し、家きん・卵等の移動の自粛を要請するとともに、追加検査のため採材。
- (4)家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認。
- (5)今晩、約30羽の死亡が確認されたこともあり、現時点で疑似患畜とする。

3.今後の対応

本日、「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、農林水産省に鹿野大臣を本部長とする高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部を設置・開催し、今後の対処方針を以下のとおり決定しました。

- 1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限 区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- 4. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- 5. 島根県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- 6. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- 7. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.その他

- (1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん及び卵等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御

協力をお願いします。

-- お問い合わせ先 ---

消費·安全局動物衛生課

担当者:伏見、嶋崎

代表:03-3502-8111(内線4581)

ダイヤルイン:03-3502-5994

FAX:03-3502-3385

ページトップへ

Copyright:2007 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話:03-3502-8111(代表)

農林水産省

2004年 3月11日 2007年 10月 4日更新

鶏肉・鶏卵の安全性に関する食品安全委員会の考え方

鶏肉・鶏卵(ば「安全」と考えます

- 〇 わが国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、高病原性鳥イン フルエンザがヒトに感染する可能性は、以下の理由から、ないものと考えてい
- 酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられること
- ヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥のものとは異なること
- 通常の加熱調理で容易に死滅するので、加熱すればさらに安全

海外ではヒトへの感染事例が報告されていますが、感染機会としては、病鶏の羽をむしる・解体 ているアヒルと遊んだときなどが報告されています。また、まれなケースとして、感染したアヒルの するといった作業に従事したとき、感染した闘鶏の世話をしたとき、特に症状を示さないが感染し 生の血液を使用した料理を食べたとき、汚染された家きん肉を加熱調理不十分な状態で食べた ときなどが考えられると報告されています。

地域(東南アジア等)では、鶏肉や鶏卵を含む、家きん類の肉及び家きん類由来製品に ついては、食中毒予防の観点からも、十分な加熱調理(全ての部分が70°Cに到達する なお、WHO(世界保健機関)は、鶏などの家きん類にH5N1亜型が集団発生している こと)及び適切な取扱いを行うことが必要であるとしています。

鶏肉・鶏卵は、安全のための措置が講じられています

- 厚生労働省の 定める「衛生管理要領」に基づき、次亜塩素酸ナトリウムなどの殺菌剤で 国産の鶏卵は、卵選別包装施設(GPセンター)で、通 常、 洗卵されています。
- 国産の鶏肉は、食鳥処理場で、通常、約60°Cのもとで脱羽され、最終的 こ次亜塩素酸ナトリウムを含む冷水で洗浄されています

